

都市計画の提案制度ができました

都市計画提案制度とは

この制度は、地域の住民の皆さんやまちづくりNPO法人等が主体的かつ積極的にまちづくりに参加できるように自らが都市計画の決定や変更を提案できるものです。

提案できるのは誰

- ①土地の所有者、借地権者 ②まちづくりNPO法人 ③営利を目的としない公益法人

提案できる都市計画とは

【米子市が定める都市計画】

用途地域、地区計画、市道、公園(10ha未満)、土地区画整理事業(50ha未満)などです。

【鳥取県が定める都市計画】

線引き、国県道、公園(10ha以上)、土地区画整理事業(50ha以上)などです。

提案をするときの条件は

- ① 5,000㎡以上のまとまった区域であること
- ② 都市計画に関する法令上の基準などに適合していること
- ③ 土地の所有者などの3分の2以上の同意があること

提案先は

【米子市が定める都市計画】

米子市総合政策部都市創造課が窓口となります。

〒683-8686 米子市加茂町1丁目1番地 TEL:0859-23-5291

【鳥取県が定める都市計画】

鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課が窓口となります。

〒680-8570 鳥取市東町1-220 TEL:0857-26-7366

提案に必要な書類は

- ①提案者の住所、氏名などを記載した提案書(様式1)
- ②土地の所有者などの同意書など(様式2、様式3)
- ③周辺環境への影響、周辺住民等への説明に関する調書(様式4、様式5)
- ④都市計画の素案(提案する都市計画の内容がわかる説明書と図面)
- ⑤その他説明のために必要と思われる資料

都市計画提案手続フロー図

